J Aハング投信ネットサービス利用規定 新旧対照表	
変更後	変更前
JAバンク投信ネットサービス利用規定	JAバンク投信ネットサービス利用規定
第 1 条~第 13 条 (省略)	第 1 条~ 第 13 条 (同左)
第 14 条 (投資信託取引における <u>目論見書等の記載事項の提供方法</u>)	第 14 条(投資信託取引における <u>書面の電磁的方法による交付の承諾</u>)
本サービスにおいて目論見書、契約締結前交付書面等 <u>の記載事項の提供は、</u>	本サービスにおいて目論見書、契約締結前交付書面等 <u>を交付する方法は、お客様</u>
電磁的方法により行うものとします。	<u>に承諾をいただいたうえで、書面の</u> 電磁的方法 <u>による交付の方法とさせていただき</u>
ただし、お客様から紙による交付を希望される旨の意思表示があった場合に	<u>ます。</u>
は、紙で提供します。	なお、上記方法をお客様が承諾されず、紙による交付となる場合は、投資信託の
	取引は、本サービスによらず、対面取引により行っていただくこととなります。
	また、本サービスによる投資信託の取引開始後に、目論見書、契約締結前交付書
	<u>面等の交付について、電磁的方法から紙による交付に変更される場合は、投資信託</u>
	<u>の取引は対面取引により行っていただくこととなります。</u>
2 前項の <u>(削除)</u> 電磁的方法による <u>提供</u> は、PDF形式のファイルをお客様に	2 前項の <u>書面の</u> 電磁的方法による <u>交付の方法</u> は、PDF形式のファイルをお客様に
閲覧していただく方法によります。PDF閲覧ソフトおよび第5条で定める環	閲覧していただく方法によります。PDF閲覧ソフトおよび第5条で定める環境が
境が必要となります。	必要となります。
3 電磁的方法により <u>提供した</u> 書面は、投資信託取引を行った以降は閲覧できま	3 電磁的方法により交付された書面は、投資信託取引を行った以降は閲覧できませ
せんので、お客様の必要に応じて、投資信託取引を行う前の閲覧の際にダウン	んので、お客様の必要に応じて、投資信託取引を行う前の閲覧の際にダウンロード
ロードして保存いただくか紙に印刷してください。	して保存いただくか紙に印刷してください。
第 15 条~第 29 条 (省略)	第15条~第29条 (左同)

2025年 1月 1日

2025年 6月 1日